

平成20年度 第1回第三者定期監査結果の報告について

平成20年10月9日

日本原燃株式会社

1. はじめに

当社品質保証体制の確立に係る「改善策」の実行を担保するため、平成16年度より第三者監査機関であるロイド・レジスター・ジャパン（以下、「LRJ」という。）による年2回の定期監査を受け、今回の監査で通算9回目となります。

これまでは「品質保証体制の改善策(以下、改善策と記す)」の実行状況とPDCA展開状況に焦点を当て続けると共に、各部門の日常的な品質保証活動が改善策の対応効果を反映して適切に実施されていることの確認も行われてきました。

第三者監査が4年目となった昨年度は、改善策の全項目に改めて焦点を当てた『総括としての監査』が行なわれ、次の総合結論が示されました。

◇中・長期にわたる展開を必要とする人事関連事項には継続進行中のものがあるが、ほとんどの「改善策」は所期の目標を達成している。目標を達成した項目の大半は、その成果が規定類に取り込まれて定常業務の中に定着している。

◇上記の状況においては、PDCA展開機運を維持・継続すると共に、改善策に盛り込まれた理念を風化させることなく継承することが最大の課題であり、期待でもある。

今回は、上述した状況、ならびに、再処理事業部の業務が設備試験段階から運転(操業)段階へ移行する状況を踏まえて、第2項に示すLRJの監査計画に従い、以下の日程で実施されました。

- ◆ 「室」 : 7月22日、7月23日
- ◆ 再処理事業部 : 8月5日～8月8日
- ◆ 濃縮事業部 : 7月29日、7月30日
- ◆ 埋設事業部 : 7月31日、8月4日

2. 平成20年度第1回定期監査の内容

(1) 監査の視点

今回の監査での注力点としてLRJから表1に示す3項目が設定されました。

なお、表1の注力点3項目がすべての被監査部署に適用されたわけではなく、各部署の機能等に応じて適用範囲が次の様に定められました。

- 再処理事業部に対しては、表1のすべての注力点(①、②、③)が対象。
- 濃縮事業部及び埋設事業部に対しては、主として注力点②、及び③が対象。
- 「室」部門に対しては、主として注力点③が対象。

表1 平成20年度・第1回定期監査の注力点と対応方針

| 注力点 | 監査の対応方法 |
|---|---|
| <p>①問題点（不適合、ヒヤリハット等）を観察・経験した場合の対応状況</p> | <p>(1) 平成20年1月以降に再処理事業部で発生した一連の不適合に関する資料や、不適合管理／予防処置に関連した他の資料があれば提供していただく。</p> <p>(2) 上記に関連して新規制定または改正した代表的な規定類を提供していただく。</p> <p>(3) 監査チームで、当該規定類を文書監査対象にすると共に、実地審査として実行状況を確認する。</p> <p>監査基準： 上記(2)の査読結果として設定する。</p> |
| <p>②品質マネジメントシステム（QMS）視点での運転・保守に係わる対応状況</p> | <p>(1) 先ず、文書監査の対象として、運転及び保守に関して各事業部が制定している最上位規定と直属下位規定（3種類程度）の最新版を提供していただく。</p> <p>(2) 監査チームで、当該規定類を文書監査対象にすると共に、実地審査として実行状況を確認する。</p> <p>■被監査部門は各事業部の運転部門及び保守担当部門とする。具体的には、事務局と調整する。</p> <p>監査基準： 上記(1)の査読結果として設定する。</p> |
| <p>③改善策の対応成果が、風化することなく業務に生かされ続けていることの確認</p> | <p>「室」部門及び各事業部の代表部門にて、「改善策」に係る項目あるいは当該部門の通常業務を任意に抽出して実地監査対象にする。また、事業部においては現場監査を取り入れる。</p> <p>監査基準： 品質保証体制の改善策、及び関連する社内規定</p> |

(2) 監査の態様

1) 文書監査

ある単位の業務を実施するための理念・方策・手順・基準等が適切に文書化されていることを確認するものであり、表1に示した「注力点」に応じて、文書監査の対象文書が選定されました。

2) 実地監査

監査事項ごとの実践・実行状態が評価できるエビデンス（帳票・記録類）の提示と説明が求められるとともに、説明内容が不十分である場合には質疑応答が行われました。また、エビデンスが複数ある場合は、監査員が任意に抽出しました。

3. 監査結果

(1) 監査全体を通じた LRJ「総括所見」

今回の監査全体を通じた総括所見として、監査報告書(全体総括)の中で、以下の「総括所見」が示されました。

- ① 「指摘事項」は観察されない。
- ② 「観察事項」1件を提起した。
- ③ 品質マネジメントシステム(QMS)に対する経営幹部の関心が牽引力となっている。
- ④ QMS 活動のP D C Aの展開が維持・継続されている。
- ⑤ 新たに経験した問題点の対応はタイムリーに、かつ精力的に実施されている。
- ⑥ 「改善策」の対応成果が定着し、風化することなく業務に生かされている。
- ⑦ 「改善策」を受け継いだ自律的展開が実施されている。
- ⑧ 「現場監査」の結果は良好である。
- ⑨ 幾つかの提言事項を提起した。有効活用していただきたい。
- ⑩ 以前の定期監査での「提言事項」が前向きにフォローされている。

(2) 部門別の監査結果

いずれの部門においても「指摘事項」はありませんでした。一方、全体で1件の「観察事項」*¹及び9件の「提言事項」*²がありました。各部門毎の内訳は以下のとおりです。

- ① 「室」 : 「観察事項」1件、「提言事項」3件
- ② 再処理事業部 : 「提言事項」4件
- ③ 埋設事業部 : 「提言事項」2件

* 1 規定文書類に定められている要求事項がほぼ実践・実行されているが、その実践・実行の程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。

* 2 規定文書類に定められている要求事項がほぼ実践・実行されている。その上で今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。提言事項の採否は、受審者の任意。

「観察事項」及び「提言事項」の内容(主旨)は次のとおりです。

- ① 「観察事項」
 - ・ 経営幹部の広聴政策に関する貴重な意見を確実にフォロー・処置する仕組みの構築
(議事録が作成されたままで、フォローされていなかった。)
- ② 「提言事項」の代表例
 - ・ 品質保証室自体が被監査側となる監査の実施計画書発行責任の明確化
 - ・ 議事録をすべての出席者に配布することを規定に明記
 - ・ 確認項目のすべてが確認されたことを記録するため、チェックリストとリンクさせた様式の工夫

- ・ 規定類の見直しにおいて、「改正不要」の判断根拠についても記録を残す
- ・ 承認申請された図書を承認した旨、委託会社へ伝達したことをエビデンスで残す
- ・ 協力会社の測定機器類校正者の資格認定条件を規定中に明記

(観察事項および提言事項の詳細は、関係資料②～⑤参照)

4. 監査結果に対する当社の取組

総合所見として、「改善策の対応成果が定着し、風化することなく業務に生かされている」との評価や、「改善策を受け継いだ自律的展開が実施されている」との評価をいただきました。

また、再処理事業部における不適合の対応状況についても、確実に実施されている状況を確認していただき「新たに経験した問題点の対応をタイムリーかつ精力的に実施する風土が醸成されていると判断する」との評価をいただきました。

さらに「濃縮事業部及び埋設事業部に関しては、ここ数回の定期監査を通じて、品質マネジメントシステム(QMS)が定着している状況とPDCA展開が維持・継続されている状況を随所で観察し続けてきた。」との高い評価を頂きました。

一方、会議での提言のフォロー、文書管理や調達に関する改善の提案を受けており、改善すべき点がまだあるのも事実です。

当社といたしましては、今回の監査で提示された「観察事項」あるいは「提言事項」は品質活動をより確実なものにしていくための有益なアドバイスと認識し、速やかな処置を行うとともに、今後とも継続的改善活動に取り組んでいく所存です。

なお、今回の監査で提示された「観察事項」及び「提言事項」と当社の対応方針を【添付-1】～【添付-3】に示します。

5. 関係資料

- ① 平成20年度第1回定期監査報告書(全体総括)(W01774823号-0)
(平成20年9月12日 ロイド・レジスター・ジャパン(有))
- ② 平成20年度第1回定期監査報告書(その1)「室」部門の監査結果
(W01774823号-1)
(平成20年9月12日 ロイド・レジスター・ジャパン(有))
- ③ 平成20年度第1回定期監査報告書(その2)再処理事業部の監査結果
(W01774823号-2)
(平成20年9月12日 ロイド・レジスター・ジャパン(有))
- ④ 平成20年度第1回定期監査報告書(その3)濃縮事業部の監査結果
(W01774823号-3)
(平成20年9月12日 ロイド・レジスター・ジャパン(有))
- ⑤ 平成20年度第1回定期監査報告書(その4)埋設事業部の監査結果
(W01774823号-4)
(平成20年9月12日 ロイド・レジスター・ジャパン(有))

以上

「室」部門の平成20年度第1回定期監査におけるLRJ指摘／観察／提言事項と当社の対応方針（1／2）

| 監査項目 | LRJの指摘／観察／提言事項 | 当社の対応方針 | 期 限 | 対応部署 |
|-------|---|---|-----------|-----------------|
| 記録の管理 | <p>【観察事項】</p> <p>広聴政策会議の議事録には、討議された内容が必要十分な程度に記載されており、経営幹部の方々の広聴政策に関する具体的意見が数多く述べられており、有効な会議として機能していることが窺えた。しかしながら、これらの貴重な提言事項に対して、誰が、いつまでに、どの様に対応するかについてのエビデンスを確認することができなかった。本会議は、広聴政策に関するマネジメントレビューに相当する非常に高いレベルの会議体であると理解するので、「トップマネジメントに係る品質マネジメントシステム運営要則 第10条 (2) 項」を準用するのが妥当であると考えられる。</p> <p>経営幹部の発言を確実にフォロー・処置する仕組みの構築が望まれる。併せて、本議事録が出席者の方々に確実に配布され、内容確認が行われていることの徹底が望まれる。</p> | <p>今後、広聴政策会議について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議出席者に対する議事録確認 ・経営幹部の発言に対する確実なフォロー・処置 <p>を実施することとする。</p> <p>なお、具体的仕組みについては、下記の広聴政策会議規程の見直しとあわせて検討する。</p> | 平成20年12月末 | 広報・地域交流室 総括G |
| 文書管理 | <p>【提言事項】</p> <p>広聴政策会議規程(規程第65号-1)には、本会議を年4回程度開催することが規定されているが、昨年度は年1回の開催に止まっている。今後の活動に際して、本会議を開催しなくても他の会議で補完しているとのことであれば、その旨の社内オーソライズを行った後、上記規程を実情に合うような開催回数に改訂することが望まれる。また、地域会議についても、同様の検討が望まれる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・広聴政策会議については、現状として、他の会議体等においてその役目を果たしており、今後、実情に見合った形となるよう、広聴政策会議のあるべき姿および規程の改訂について検討し、次回の広聴政策会議に提案する。 ・地域会議については諸都合から平成19年度のみ年1回の開催となったが、今後は、従来どおり年2回を目途に開催する。 | 平成20年度内 | 広報・地域交流室 総括G |

「室」部門の平成20年度第1回定期監査におけるLRJ指摘／観察／提言事項と当社の対応方針（2／2）

| 監査項目 | LRJの指摘／観察／提言事項 | 当社の対応方針 | 期 限 | 対応部署 |
|-------|---|---|-------------------------|------------------------|
| 調達先管理 | <p>【提言事項】</p> <p>DB化の業務における評価基準は取引先管理要領に規定されており、評価に個人差は生じないと思われるが、記載事項に不備・不明状況が観察された場合に適用する「ヒヤリング実施基準」を明確化しておくこと、より優れた要領書になる。</p> <p>上述の、小集団活動の結果として管理要領を改訂する機会などに検討してはどうか。</p> | <p>記載事項に不備・不明状況がある場合の対応方法について明確化することを検討したい。</p> | <p>今年度中を予定</p> | <p>業務管理室 資材管理G</p> |
| 内部監査 | <p>【提言事項】</p> <p>品質保証室自体が被監査側となる監査は、他の部門によって行われる。本件に関して、現在の規定では、監査実施計画書の発行責任が明確でないため、監査実施計画書はあくまで監査側が準備するよう明記することが望まれる。次回の内部規定見直しの機会に検討することを期待したい。</p> | <p>品質保証室に対する監査実施計画書の発行責任が明確になるよう内部規程を見直す。</p> | <p>次回規程改定時(平成21年6月)</p> | <p>品質保証室 品質監査G</p> |

再処理事業部の平成20年度第1回定期監査におけるLRJ指摘／観察／提言事項と当社の対応方針（1／2）

| 監査項目 | LRJの指摘／観察／提言事項 | 当社の対応方針 | 期限 | 対応部署 |
|-------------|--|--|-----------|------------------|
| 文書管理 | <p>【提言事項】 計量管理運営会議 運用細則 (A4-81-20-002-01)</p> <p>①「目的」において、運営委員会という用語が使用されている。(規定中の用語の整合性)</p> <p>②会議の議事録(報告書)の扱いとして、すべての委員に配布(または配信)することを明記することが望まれる。(議事の内容はそれほど複雑なものではないが、審議状況、問題提起事項、及び会議の結論については、全委員が承知/確認するシステムが望まれる。)</p> | <p>①規定中の用語の整合性について、細則の改訂を実施する。</p> <p>②会議議事録(報告書)の扱いについて、作成案の段階で全委員に対し内容の確認をメールで行っている。尚、本承認/確認の方法について規程に追記する。</p> | 平成20年11月末 | 核物質管理部 核物質管理課 |
| プロセスの監視及び測定 | <p>【提言事項】 申告データ確認・承認マニュアル (A5-81-20-002-01)</p> <p>①MBA(物質収支区域)担当者の業務の重要性に鑑みて、表-1に「確認項目と判断基準」を定めていることは好ましい。この確認項目のすべてが遺漏なく確認されたことを記録するために、様式-2(チェックリスト)とリンクさせた様式を工夫すると優れた管理様式になる。</p> <p>②フロー図(別図-1)によると、MBA担当者による確認結果は、データ管理者が点検すると共に、「データ評価者」が確認する仕組みになっている。従って、様式-2には「データ評価者が確認したことを示す欄」を設け、責任の所在を明示すると共に、記録として残すことが望まれる。</p> | <p>①「確認項目と判断基準」がチェックリストとリンクするよう見直す。</p> <p>②データ評価者はあくまで再処理施設における計量管理上の核燃料物質の在庫変動及び在庫量並びに分析誤差等を考慮し、核燃料物質のデータ妥当性の確認を行うだけであるため様式2とのリンクは不要と考える。しかし別図-1に「データの妥当性の確認」と記載しており誤解をあたえかねない。そのため(例えば)「データ妥当性の評価」と別図-1の修正を行う。尚、現在はデータ評価者が評価した結果を記録する様式がないことから別途検討する。</p> | 平成20年12月末 | 核物質管理部 核物質管理課 |

再処理事業部の平成20年度第1回定期監査におけるLRJ指摘／観察／提言事項と当社の対応方針（2／2）

| 監査項目 | LRJの指摘／観察／提言事項 | 当社の対応方針 | 期 限 | 対応部署 |
|---------------|--|---|----------------|---|
| <p>文書管理</p> | <p>【提言事項】 所掌する多数の規定類の定期見直し状況が、非常に見やすい形で表示され、管理されている。 ところで、当該見直しにおいては、「改正要」、「改正不要」という意思決定の重みは、いずれも同じである。「改正要」の判定根拠については詳述されているので、今後、「改正不要」の判断根拠についても記録を残し、次回の定期見直し時に活用できるようにしておくことが望まれる。</p> | <p>当課にて作成管理している管理リストへ、「改正不要」の判断根拠欄を追記し、記載することとする。</p> | <p>平成20年度中</p> | <p>運転部 運転管理課</p> |
| <p>調達要求事項</p> | <p>【提言事項】 協力会社への業務委託に際して、機械保修課から発注仕様書が提示されている。それに基づいて、委託会社からは実施要領書が提出され、機械保修課において内容の適切性評価作業が実施され、審査・承認されていることは確認できた。 しかし、本実施要領書が機械保修課において正式に承認された旨が委託会社に伝達されていることを示すエビデンスが確認できなかった。JEAC4111 7.4.2 a)に記載されている「製品、手順、プロセス及び設備の承認」に関する事項を規定類に明記しておくことが望まれる。</p> | <p>実施要領書の承認伝達方法の明確化を図る。</p> | <p>平成20年度中</p> | <p>保修部 機械保修課</p> |

埋設事業部の平成20年度第1回定期監査におけるLRJ指摘／観察／提言事項と当社の対応方針（1／1）

| 監査項目 | LRJの指摘／観察／提言事項 | 当社の対応方針 | 期 限 | 対応部署 |
|--------|--|---|--------------|-----------------|
| 不適合管理 | <p>【提言事項】 <u>不具合時の妥当性評価</u> サーベイメータ等で不具合が発見された場合には、放射線測定器類保守管理細則の2.5.5（不具合時の妥当性評価）で、放射線測定機器類管理者（放射線管理課員及び協力会社員）は過去の測定結果について妥当性を評価となっている。作成様式では、放射線管理課長が妥当性を承認するようになっており、本文においても放射線管理課長が承認するように記載することが望まれる。</p> | <p>放射線測定器類保守管理細則の本文を改正し、サーベイメータ等で不具合が発見された場合には、放射線管理課長が過去の測定結果の妥当性を評価することとした。</p> | 平成20年8月25日完了 | 安全管理部 放射線管理課 |
| 調達要求事項 | <p>【提言事項】 <u>放射線測定器類の校正者資格認定</u> 協力会社の校正者は協力会社内で認定され、放射線管理課長が確認する仕組みとなっている。しかしながら、現在、明確な資格要件が規定されていないことから、該当する規定中に校正者の資格認定条件を明記することが望まれる。</p> | <p>次年度の委託仕様書に資格認定条件を明記することとする。</p> | 平成21年4月末 | 安全管理部 放射線管理課 |